

確定拠出年金連絡会議 ご説明資料

平成15年10月16日

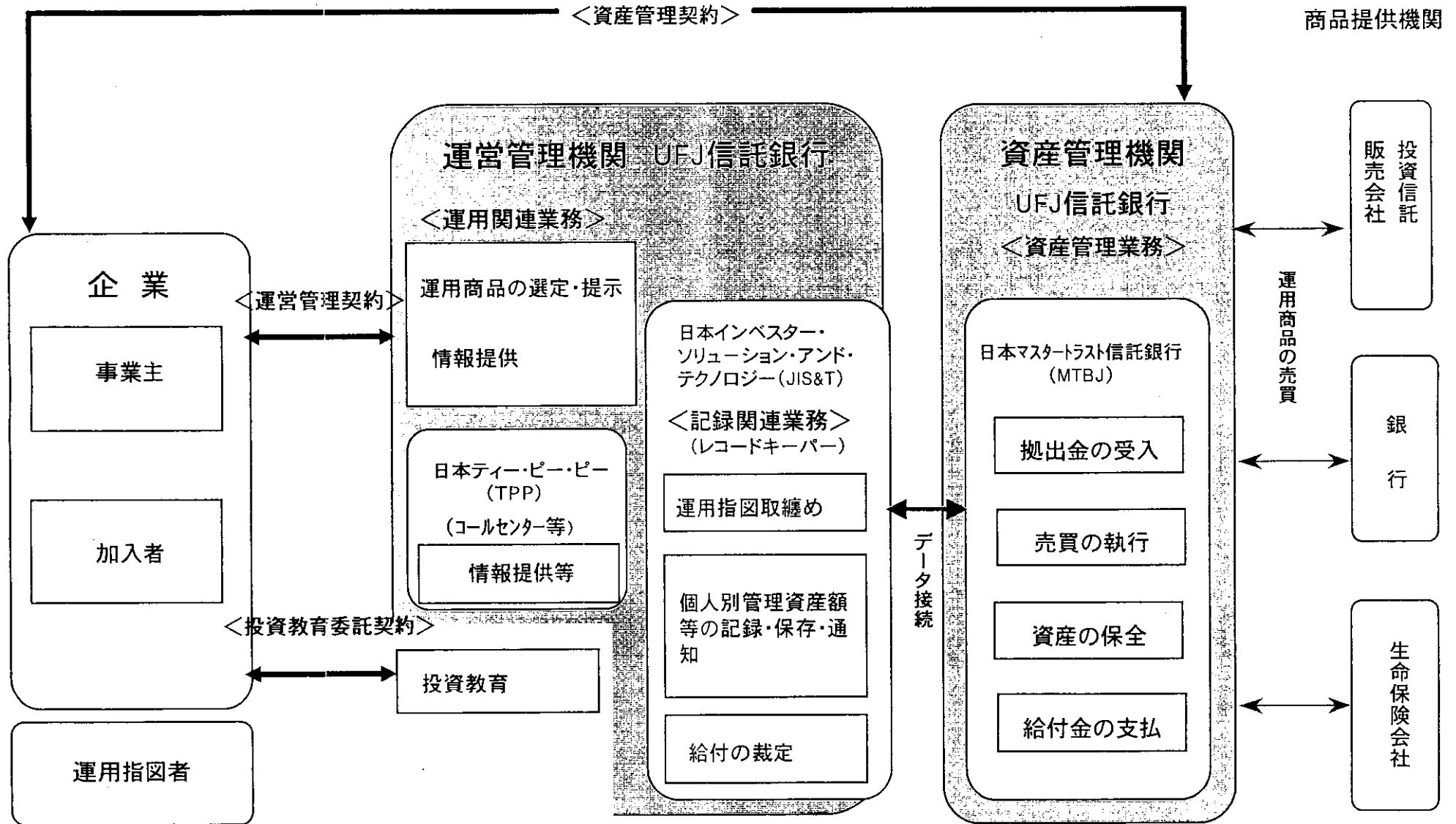
社団法人 信託協会

(会長行 UFJ信託銀行株式会社)

目 次

| | ページ |
|--------------------------------------|-----------|
| <はじめに> UFJ信託銀行の確定拠出年金（企業型）スキーム図（ご参考） | 1 |
| 1 資産管理業務の現況について | 2 |
| (1) 企業型年金の受託残高と契約数 | 2 |
| (2) 個人型年金の受託残高と契約数 | 4 |
| 2 課題と要望事項について | 6 |
| (1) 平成16年度税制改正に関する要望 | 6 |
| (2) 確定拠出年金に係る制度改革要望 | 8 |
| 3 連絡会議における意見に関する実務とコメント | 10 |
| (1) 掛金拠出から運用商品の購入まで | 10 |
| (2) スイッチングについて | 11 |

〈はじめに〉 UFJ信託銀行の確定拠出年金（企業型）スキーム図（ご参考）

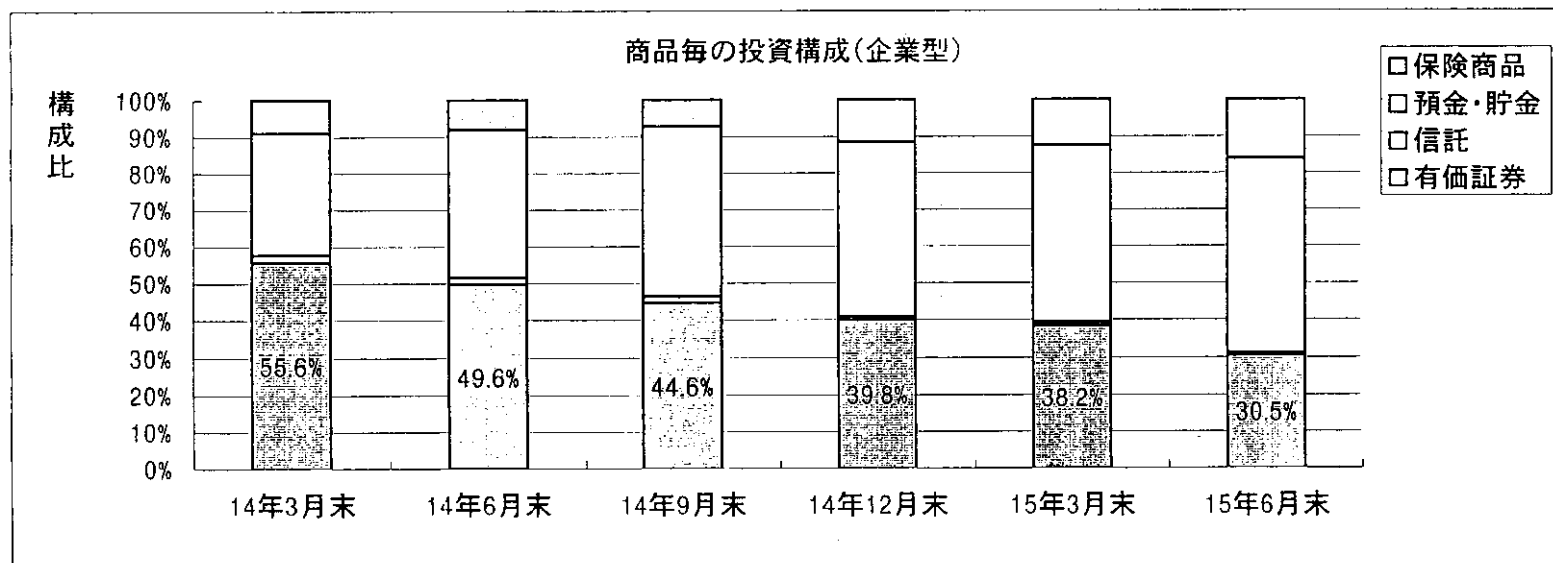


(注) 運営管理業務については、UFJ信託銀行が包括して受託し、一部をTPP(日本ティー・ピー・ピー株式会社)、JIS&T(日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー株式会社)に、それぞれ再委託いたします。

1. 資産管理業務の現況について
 (1) 企業型年金の受託残高と契約数

(単位：件、百万円)

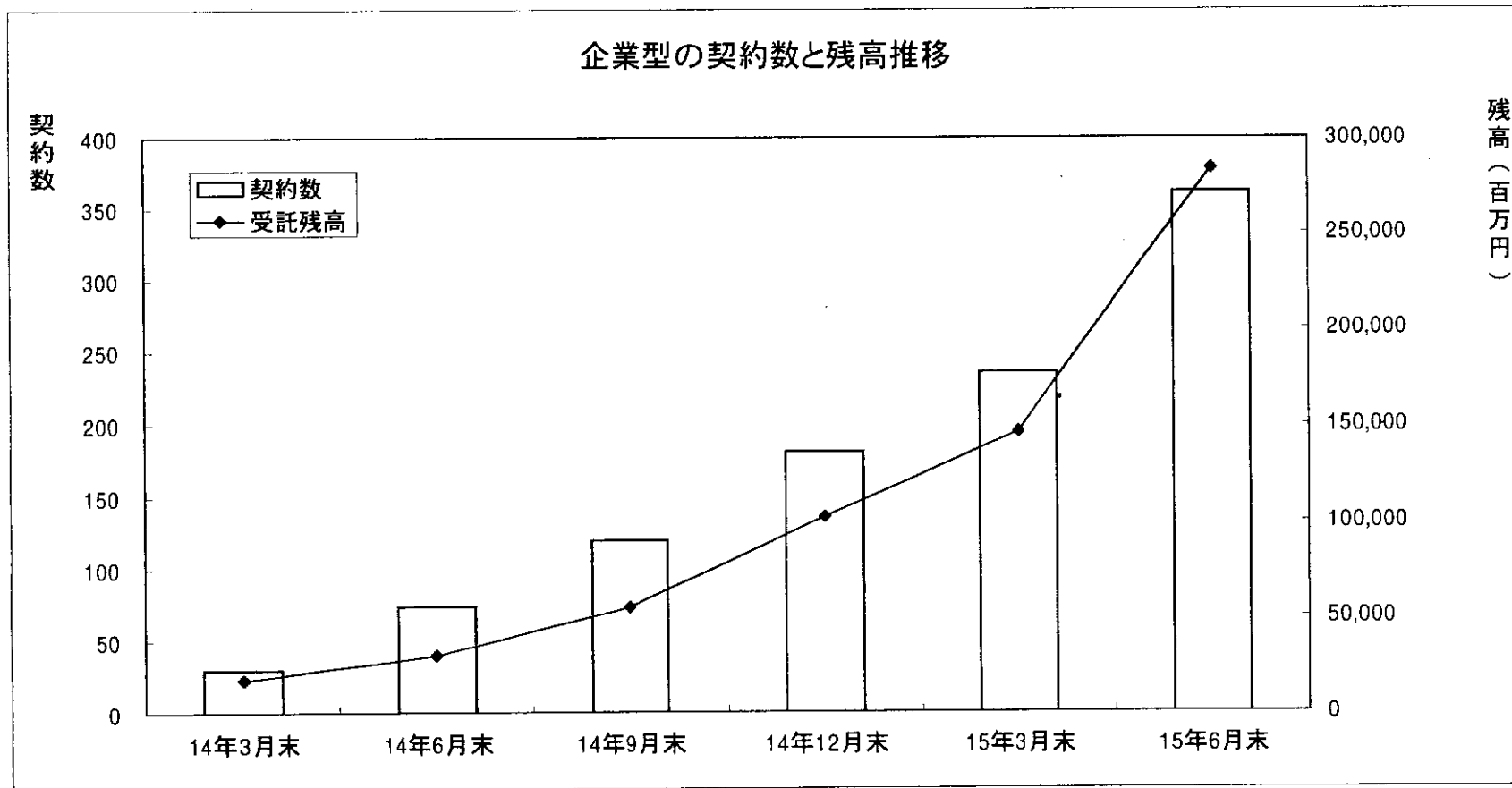
| | 14年3月末 | | 14年6月末 | | 14年9月末 | | 14年12月末 | | 15年3月末 | | 15年6月末 | |
|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|
| | | 構成比 | | 構成比 | | 構成比 | | 構成比 | | 構成比 | | 構成比 |
| 契約数 | 30 | - | 74 | - | 120 | - | 181 | - | 236 | - | 362 | - |
| 受託残高 | 17,642 | - | 30,345 | - | 55,143 | - | 102,428 | - | 146,366 | - | 283,748 | - |
| 有価証券 | 9,261 | 55.6% | 12,605 | 49.6% | 22,175 | 44.6% | 38,914 | 39.8% | 50,457 | 38.2% | 83,901 | 30.5% |
| 信託 | 351 | 2.1% | 481 | 1.9% | 843 | 1.7% | 932 | 1.0% | 1,346 | 1.0% | 1,433 | 0.5% |
| 預金・貯金 | 5,531 | 33.2% | 10,250 | 40.4% | 23,068 | 46.4% | 46,701 | 47.7% | 63,752 | 48.3% | 145,164 | 52.8% |
| 保険商品 | 1,521 | 9.1% | 2,056 | 8.1% | 3,615 | 7.3% | 11,253 | 11.5% | 16,420 | 12.4% | 44,412 | 16.2% |
| その他 | 974 | - | 4,950 | - | 5,436 | - | 4,621 | - | 14,386 | - | 8,831 | - |



企業型年金の投資構成を見ると、当初は有価証券（主として投資信託）が過半を占めていたが、直近（15年6月末）では、有価証券が30%程度に低下する一方、元本確保型商品が60%強に達している。
 （左表の構成比は、待機資金である「その他」商品を除いて算出。）

注)
 ・企業型の契約数は、確定拠出年金法第8条第1項に基づき締結される資産管理契約の契約数。
 ・企業型の受託残高は、確定拠出年金法第8条第1項に基づき締結される資産管理契約により管理している年金資産の額（簿価ベース）。
 ・受託残高の資産構成の各区分は、確定拠出年金法施行令第15条の定義により区分して計上され、第15条各項のいずれにも該当しないもの（運用前の信託財産たる金銭および運用の指図に係る待機資金たる金銭等）は「その他」に計上。

1. 資産管理業務の現況について
(1) 企業型年金の受託残高と契約数



【企業型について】

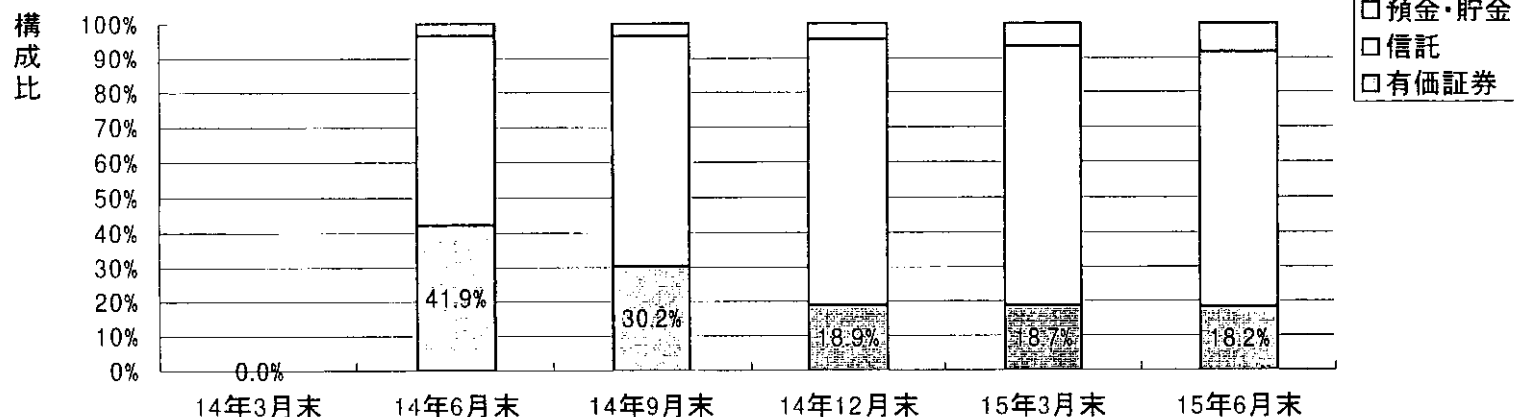
残高、契約数とも着実に伸びてきているが、特に15年3月から6月にかけては顕著な伸びを示している。

1. 資産管理業務の現況について
 (2) 個人型年金の受託残高と契約数

(単位：件、百万円)

| | 14年3月末 | | 14年6月末 | | 14年9月末 | | 14年12月末 | | 15年3月末 | | 15年6月末 | |
|-------|--------|------|--------|-------|--------|-------|---------|-------|--------|-------|--------|-------|
| | | 構成比 | | 構成比 | | 構成比 | | 構成比 | | 構成比 | | 構成比 |
| 契約数 | 4 | - | 49 | - | 89 | - | 111 | - | 115 | - | 120 | - |
| 受託残高 | 1 | - | 239 | - | 1,756 | - | 5,826 | - | 7,965 | - | 10,434 | - |
| 有価証券 | 0 | 0.0% | 95 | 41.9% | 482 | 30.2% | 1,098 | 18.9% | 1,478 | 18.7% | 1,887 | 18.2% |
| 信託 | | 0.0% | | 0.0% | | 0.0% | | 0.0% | | 0.0% | | 0.0% |
| 預金・貯金 | 0 | 0.0% | 122 | 53.7% | 1,051 | 65.9% | 4,452 | 76.5% | 5,907 | 74.6% | 7,578 | 73.3% |
| 保険商品 | 0 | 0.0% | 8 | 3.5% | 59 | 3.7% | 265 | 4.6% | 530 | 6.7% | 872 | 8.4% |
| その他 | | 0.0% | 12 | - | 160 | - | 9 | - | 47 | - | 93 | - |

商品毎の投資構成(個人型)

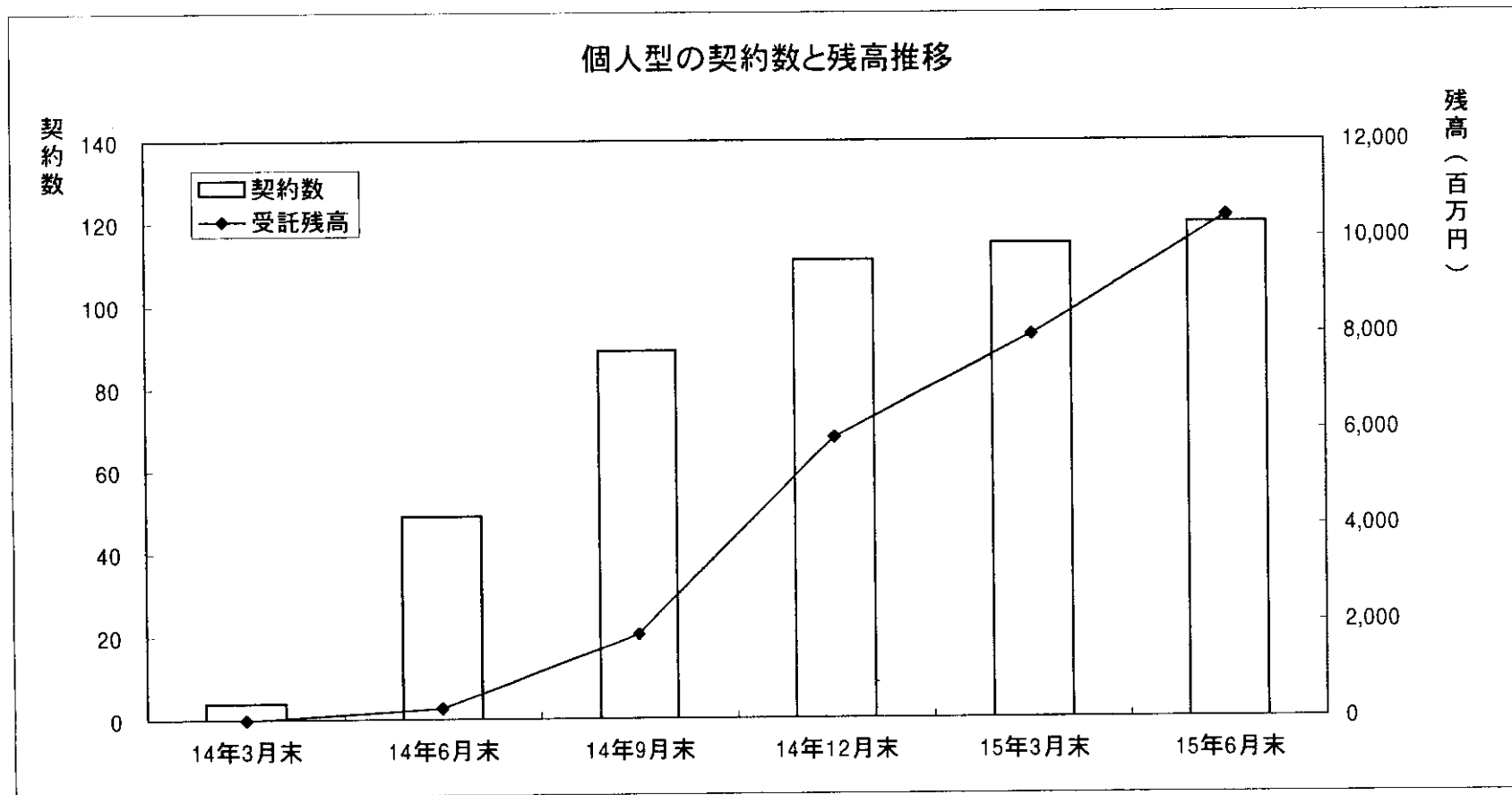


個人型年金の投資構成を見ると、当初は有価証券(主として投資信託)が約40%強を占めていたが、直近(15年6月末)では、有価証券が20%弱に低下する一方、元本確保型商品が80%強に達している。
 (左表の構成比は、待機資金である「その他」商品を除いて算出。)

注)

- ・個人型の契約数は、確定拠出年金法第61条第1項第3号および第4号に基づき締結される資産管理の事務委託契約数。
- ・個人型の受託残高は、確定拠出年金法第61条第1項第3号および第4号に基づき締結される資産管理の事務委託契約により管理している年金資産の額(簿価ベース)。
- ・受託残高の資産構成の各区分は、確定拠出年金法施行令第15条の定義により区分して計上され、第15条各項のいずれにも該当しないもの(運用前の信託財産たる金銭および運用の指図に係る待機資金たる金銭等)は「その他」に計上。

1. 資産管理業務の現況について
 (2) 個人型年金の受託残高と契約数



【個人型について】
 残高は着実に増加している。(契約数＝運営管理機関数は、概ね定常化。)

2. 課題と要望事項について

(1) 信託協会「平成 16 年度税制改正に関する要望」より（確定拠出年金関連）

企業年金等の積立金に係る特別法人税の撤廃

企業年金および確定拠出年金等の積立金に係る特別法人税を撤廃すること。

(イ) 企業年金および確定拠出年金は、公的年金を補完し、勤労者の老後生活の維持・安定を図る上で大きな役割を担っており、急速な少子・高齢化の進展を踏まえ、公的年金制度の改革や年金税制のあり方が検討される中、その役割はますます増大している。

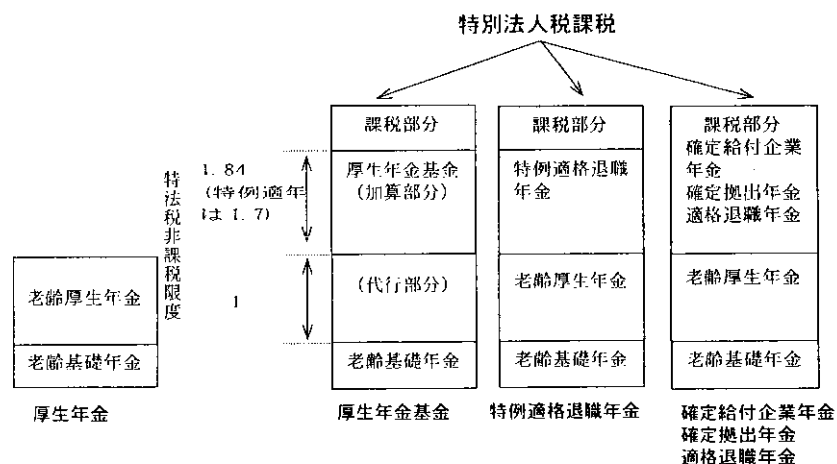
(ロ) 確定給付企業年金、適格退職年金（従業員拠出金相当分を除く）および確定拠出年金については積立金の全額に対して、また、厚生年金基金および特例適格退職年金については、一定の水準を超える部分の積立金の額に対して、特別法人税が課されている。

(ハ) 企業年金の受給権保護の重要性および企業会計上の年金債務の開示義務等を勘案すると、企業年金積立金の早期充実が必要不可欠なものである。厳しい運用環境が続いていることに加え、退職給与引当金が廃止され企業年金の増額ニーズがさらに高まる中で、特別法人税の負担は重く、今後の年金制度の健全な発展の阻害要因となっている。また、米国をはじめ諸外国においても積立金に課税するといった例はなく、国際的な整合性を欠いており、特別法人税の課税は、国民の将来不安を除去し、少子・高齢化に対応した年金税制を構築する上では、不十分な税制である。

(ニ) 特別法人税については、平成 15 年度税制改正において、平成 17 年 3 月までの 2 年間の時限措置としてその適用が停止されているが、公的年金の補完、老後生活の維持向上という社会的要請に応じていくため、企業年金および確定拠出年金の積立金に係る特別法人税を撤廃する措置を講ぜられたい。

(ホ) また、老後の生活保障にも資する勤労者財産形成給付金、勤労者財産形成基金の積立金に係る特別法人税についても撤廃する措置を講ぜられたい。

〔特別法人税の課税対象〕



〔主要国の企業年金税制〕

| | アメリカ | イギリス | フランス | ドイツ | 日本 |
|-------|---------------------------------------|------|------|-----|----|
| 拠出 | (事業主) 損金算入 (従業員) 事業主の拠出金は給与とみなされない | | | | |
| 積立・運用 | 非課税 | | | | 課税 |
| 給付 | 課税 | | | | |

2. 課題と要望事項について

(1) 信託協会「平成16年度税制改正に関する要望」より（確定拠出年金関連）

企業年金信託等の税制改善

企業年金信託等について、次の措置を講ずること。

確定拠出年金において、拠出に係る税制上の優遇措置を拡充すること。

(4) 確定拠出年金は、私的年金制度の新たな選択肢として定着しつつあり、今後、他の企業年金制度等とともに公的年金を補完する役割が期待されている。その期待に応えるためには制度の一層の充実が求められ、税制による優遇措置の拡充が不可欠である。今後、公的年金における給付水準の調整や受給時における課税強化が図られ、老後に受け取る年金額の減少が見込まれるが、その場合においても、当該減少分を補う給付額が確保できるよう、拠出限度額を引き上げる措置を講ぜられたい。また、企業の拠出に加えて、自助努力によっても同様の給付額確保が可能となるよう、企業型年金において従業員による拠出が認められるよう措置を講ぜられたい。

[確定拠出年金における拠出限度額]

| | | |
|-------|--------------------------------|---|
| 企業型年金 | 企業年金（確定給付型）を実施していない場合 | 月額3万6千円（年額43万2千円） |
| | 企業年金（確定給付型）を実施している場合 | 月額1万8千円（年額21万6千円） |
| 個人型年金 | 自営業者等 | 月額6万8千円（年額81万6千円）から 国民年金基金等の掛金を控除した額 |
| | 企業の従業員（企業年金を実施していない企業の従業員に限る。） | 月額1万5千円（年額18万円） |

現状、企業型年金においては、企業のみが拠出可能である。

2. 課題と要望事項について

(2) 確定拠出年金に係る制度改革要望（平成 15 年 3 月 27 日付信託協会から年金局長宛要望書より）

| テーマ | 確定拠出年金における制度運営の負担軽減 |
|---------------|--|
| 項目 | 規約承認の申請手続きにおける次の書類の添付を不要としていただきたい。（運営管理機関の登録済証、勧誘方針、運営管理機関選定理由書） |
| 分類 | 1. 商品選定・提示等の運営上の問題点 2. 記録管理等の運営上の問題点 3. 投資教育の問題点 4. 制度を普及させていく上での要望事項など ⑤. その他問題点 |
| 規制・実務の現状 | 事業主が企業型年金に係る規約の承認の申請を行うにあたって、運営管理機関の登録済証、勧誘方針、運営管理機関選定理由書を添付する必要がある。 |
| 要望内容と要望理由 | 16 年年金改革に付随して実現すべき事務手続全体の簡素化の一環として、確定拠出年金制度導入にあたる事業主等の運営負担を軽減し、円滑かつ効率的に実施する観点から簡素化を求めるもの。 |
| 規制の根拠となる関係法令等 | 確定拠出年金法施行規則第 3 条 3 項（勧誘方針） 確定拠出年金法施行規則第 3 条 7 項 確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について承認要件等 ③（運営管理機関の登録通知書の写し） 確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について承認要件等 ②（運営管理機関の選定理由） |

| テーマ | 確定拠出年金における制度運営の負担軽減 |
|-------------------------|---|
| 項目 | 規約変更の届出手続きにおける、運営管理機関・資産管理機関の名称・住所変更に係る労使合意を不要としていただきたい。 |
| 分類 (該当する番号を○で囲んで下さい) | 1. 商品選定・提示等の運営上の問題点 2. 記録管理等の運営上の問題点 3. 投資教育の問題点 4. 制度を普及させていく上での要望事項など ⑤. その他問題点 |
| 規制・実務の現状 | 運営管理機関・資産管理機関の名称・住所は規約記載事項であり、その変更は規約の軽微な変更であるが、規約の変更にあたっては労使合意の対象となっている。 |
| 要望内容と要望理由 | 16 年年金改革に付随して実現すべき事務手続全体の簡素化の一環として、確定拠出年金制度導入にあたる事業主等の運営負担を軽減し、円滑かつ効率的に実施する観点から簡素化を求めるもの。 |
| 規制の根拠となる関係法令等 | 確定拠出年金法第 3 条第 3 項第 4、5 号（規約記載事項） 確定拠出年金法施行規則第 5 条（規約の軽微な変更） 確定拠出年金法第 5 条第 2 項（規約変更の場合の労使合意） |

2. 課題と要望事項について

(2) 確定拠出年金に係る制度改革要望（平成 15 年 3 月 27 日付信託協会から年金局長宛要望書より）

| テーマ | 確定拠出年金における制度運営の負担軽減 |
|-------------------------|--|
| 項目 | 運営管理業務における、商品選定理由書ならびに商品に関する情報提供については、例えばイントラネットでの提供など磁気媒体での提供に係る制約を緩和いただき、負担軽減と利便性向上を図っていただきたい。 |
| 分類 (該当する番号を○で囲んで下さい) | <ol style="list-style-type: none"> ① 商品選定・提示等の運営上の問題点 2. 記録管理等の運営上の問題点 3. 投資教育の問題点 4. 制度を普及させていく上での要望事項など 5. その他問題点 |
| 規制・実務の現状 | <p>運用の方法を提示するときには、選定理由を提示しなければならない。また運用の指図に必要な情報は、書類の交付または電磁的方法によって提供しなければならない。</p> <p>なお、電磁的方法による場合は電子メールで送付するなど、加入者等に周知させることが必要とされている。</p> |
| 要望内容と要望理由 | 16 年年金改革に付随して実現すべき事務手続全体の簡素化の一環として、確定拠出年金制度導入にあたる事業主等の運営負担を軽減し、円滑かつ効率的に実施する観点から簡素化を求めるもの。 |
| 規制の根拠となる関係法令等 | <p>確定拠出年金法施行令第 12 条第 2 項（選定理由の提示）</p> <p>確定拠出年金法第 24 条（運用の方法に係る情報の提供）</p> <p>法令解釈通達 第 3-1（情報提供すべき具体的な内容）</p> <p>厚労省 Web Q&A 128, 129, 132</p> |

| テーマ | 確定拠出年金における制度運営の負担軽減 |
|-------------------------|--|
| 項目 | 適年解除に伴う分配等も含めた実務処理を円滑かつ確実に行うことが困難になっているので、当該期限について緩和していただきたい。 |
| 分類 (該当する番号を○で囲んで下さい) | <ol style="list-style-type: none"> 1. 商品選定・提示等の運営上の問題点 2. 記録管理等の運営上の問題点 3. 投資教育の問題点 ④ 制度を普及させていく上での要望事項など 5. その他問題点 |
| 規制・実務の現状 | 適格退職年金から企業型確定拠出年金への移換については、現行、適格退職年金契約の解除日の属する月の翌月の末日以前までに行うこととされていることから、最短では解除から移換まで 1 ヶ月しかない。 |
| 要望内容と要望理由 | <p>確定拠出年金制度の普及促進の阻害要因となる可能性があるため、16 年年金改革の中で早急に実現を要望するもの。</p> <p>適格退職年金から企業型確定拠出年金への移換までの期限を緩和することで、受託機関並びに事業主の事務負担が軽減され、適年から確定拠出年金への円滑な移行が促進されると考えられる。</p> |
| 規制の根拠となる関係法令等 | <p>確定拠出年金法施行令附則第 2 条第 3 項（適年を解除して DC）</p> <p>確定拠出年金法第 12 条（同月得喪）</p> <p>確定拠出年金法第 14 条（加入者期間）</p> |

3. 連絡会議における意見に関する実務とコメント

(1) 掛金拠出から運用商品の購入まで

| | 拠出日-3 | 拠出日-2 | 拠出日 (入金日) | 拠出日+1 (発注日=約定日) | 拠出日+2 (受渡日) |
|--------------------|------------------------------------|------------------------|-----------------|--|--------------------------|
| 発注日 (T) との関係 | T-4 | T-3 | T-1 | T | T+1 |
| 拠出金額確定日からの 営業日数 | 0 | 1 | 3 | 4 | 5 |
| 資産管理機関の事務処理内容 | (同日までに、事業主 とRK間で当月拠出金額 を確定。) | RKから拠出金の入金予 定連絡を受信。 | 事業主から掛金受入 れ。 | RKへ入金連絡、RKより 運用指図を受信。商品 提供機関と約定。 | 商品提供機関との間で 約定に伴う受渡決済。 |
| 事業主 | ○ ↑ | | ○ ↓ | | |
| RK (記録関連運営管理機関) | ○ ↓ | | | ○ → ○ ↑ ↓ | |
| 資産管理機関 | | ○ ↓ | ○ ↓ | ○ ↓ ○ ↑ ↓ | ○ ↑ |
| 商品提供機関 | | | | ○ ↓ | ○ ↓ |

注) JIS&Tのスキームをベースに作成。

受渡日は運用する商品の種類によって異なります。

上記フローは「国内の資産のみで運用している投信」を購入する場合です。

「国内の資産のみで運用している投信」を購入した場合、T=約定日、T+1=受渡日となるケースが標準的です。

3. 連絡会議における意見に関する実務とコメント

(2) スイッチングについて①

＜国内の資産のみで運用している投信を売却し、外国の資産にも運用している投信を購入する場合＞

【条件1】
売却取引報告日+1営業日 ≤ 購入分の発注日

【条件2】
売却分の受渡日+1営業日 ≤ 購入分の受渡日

| | スイッチング指図日 (発注日=売却約定日) | 売却発注日 | 売却取引報告日 | 購入発注日 | 購入約定日 | 売却受渡日 | 購入取引報告日 | 購入受渡日 |
|-----------------|---------------------------------|---------------------------|------------------------|-----------------|------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 発注日との関係 (売却) | T | | T+1 | - | - | T+3 | - | - |
| 発注日との関係 (購入) | - | | - | T' | T'+1 | - | T'+2 | - |
| 売却発注日からの営業日数 | 0 | | 1 | 2 | 3 | | 4 | |
| 資産管理機関の事務処理内容 | (当日朝10:00までに、加入者がRKにスイッチングを指示。) | RKから売却の運用指図を受信。商品提供機関と約定。 | 商品提供機関から売却結果(取引報告)を受信。 | RKより購入の運用指図を受信。 | 商品提供機関と約定。 | 商品提供機関との間で売却約定に伴う受渡決済。 | 商品提供機関から購入結果(取引報告)を受信。 | 商品提供機関との間で購入約定に伴う受渡決済。 |
| 加入者 | ○ ↓ | | | | | | | |
| RK (記録関連運営管理機関) | ○ | ○ ↓ | ○ ↑ | ○ ↓ | | | ○ ↑ | |
| 資産管理機関 | | ○ ↓ ↑ | ○ ↑ | ○ ↓ | ○ ↑ | ○ ↓ ↑ | ○ ↑ | ○ ↑ |
| 商品提供機関A (売却商品) | | ○ ↓ | ○ ↑ | | | ○ ↓ | | ○ ↓ |
| 商品提供機関B (購入商品) | | | | | ○ ↓ | | ○ ↑ | ○ ↓ |

注) JIS&Tのスキームをベースに作成。

発注日(T)とはJIS&Tが資産管理機関へ売却の指図を行う日のことです。なお、加入者等が朝10:00までにJIS&TのWEB等でスイッチング手続したもののについて、当日中の発注になります。(10:00以降は翌営業日の発注となります。)

「国内の資産のみで運用している投信」を売却した場合、T=約定日、T+3=受渡日となるケースが標準的です。

「外国の資産にも運用している投信」を購入した場合、T+1=約定日、T+2=受渡日となるケースが標準的です。

レコードキーパーがJIS&Tの場合、スイッチングの運用指図は「売却取引報告日+1営業日 ≤ 購入分の発注日」「売却分の受渡日(金銭の入金確認)+1営業日 ≤ 購入分の受渡日」というルールで運営しており、すべてのスイッチング取引について、売却の受渡日以降に購入の発注を行っているわけではありません。(上記のように、売却の受渡日の前営業日に購入発注を行えるケースもあります。)

3. 連絡会議における意見に関する実務とコメント

(2) スイッチングについて②

〈国内の資産のみで運用している投信を売却し、国内の資産のみで運用している投信を購入する場合〉

【条件1】
売却取引報告日+1営業日 ≤ 購入分の発注日

【条件2】
売却分の受渡日+1営業日 ≤ 購入分の受渡日

| | スイッチング指図日 (発注日=売却約定日) | 売却発注日 | 売却取引報告日 | 購入発注日 (購入約定日) | 売却受渡日 | 購入取引報告日 | 購入受渡日 |
|-----------------|---------------------------------|---------------------------|------------------------|---------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 発注日との関係 (売却) | T | | T+1 | - | T+3 | - | - |
| 発注日との関係 (購入) | - | | - | T' | - | T'+1 | - |
| 売却発注日からの営業日数 | 0 | | 1 | | 3 | | 4 |
| 資産管理機関の事務処理内容 | (当日朝10:00までに、加入者がRKにスイッチングを指示。) | RKから売却の運用指図を受信。商品提供機関と約定。 | 商品提供機関から売却結果(取引報告)を受信。 | RKより購入の運用指図を受信。商品提供機関と約定。 | 商品提供機関との間で売却約定に伴う受渡決済。 | 商品提供機関から購入結果(取引報告)を受信。 | 商品提供機関との間で購入約定に伴う受渡決済。 |
| 加入者 | ○ ↓ | | | | | | |
| RK (記録関連運営管理機関) | ○ | ○ ↓ | ○ ↑ | ○ ↓ | | ○ ↑ | |
| 資産管理機関 | | ○ ↑ | ○ ↑ | ○ ↑ | ○ ↑ | ○ ↑ | ○ ↑ |
| 商品提供機関A (売却商品) | | ○ ↓ | ○ ↑ | | ○ ↓ | | ○ ↓ |
| 商品提供機関B (購入商品) | | | | ○ ↓ | | ○ ↓ | ○ ↓ |

注) JIS&Tのスキームをベースに作成。

発注日 (T) とはJIS&Tが資産管理機関へ売却の指図を行う日のことです。なお、加入者等が朝10:00までにJIS&TのWEB等でスイッチング手続したものについて、当日中の発注になります。(10:00以降は翌営業日の発注となります。)

「国内の資産のみで運用している投信」を売却した場合、T=約定日、T+3=受渡日となるケースが標準的です。

「国内の資産のみで運用している投信」を購入した場合、T=約定日、T+1=受渡日となるケースが標準的です。

レコードキーパーがJIS&Tの場合、スイッチングの運用指図は「売却取引報告日+1営業日 ≤ 購入分の発注日」「売却分の受渡日(金銭の入金確認)+1営業日 ≤ 購入分の受渡日」というルールで運営しており、上記のケースでは「売却分の受渡日+1営業日 ≤ 購入分の受渡日」という制約から、購入の発注日が、売却取引報告日の翌営業日ではなく、翌々営業日(売却発注日から3営業日目)となります。